

1 石垣市立石垣第二中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〔いじめの定義〕

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じるおそれがある。

石垣市立石垣第二中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめの問題克服に向けて取り組むために、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「石垣第二中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子どもが十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

石垣市立石垣第二中学校は、いじめ防止等のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、一致団結体制を確立し、学校の設置者とも連携の上、学校の実情に応じた対策を推進します。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・携帯電話の普及に伴い、LINE等で不適切な書き込みが発生している。
- ・人の失敗を冷やかしからかう、些細なことで嫌がることを言うなど、言葉遣いが適切でない。
- ・グループでの行動が顕著で、些細な行き違いから仲間はずれが起こっている。
- ・じゃんけんをして肩を殴打するなど、不適切な行為を遊びとしている。

(2) 本校の課題

- ・携帯電話を介したトラブルが発生しており、ネットモラルに関する指導の充実。
- ・言語によるトラブルが多いため、言語環境に留意した教育活動に努める。
- ・周囲の意見や行動に流されやすく、善悪の判断など規範意識を高める取り組みが必要。
- ・暴力行為を遊びとしているため、教育活動全体を通して生命尊重の心を育む取り組みを行う。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止（未然防止）のための取り組み

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体につくるとともに、「いじめはしない・させない・見逃さない」態度を育てるよう努める。
- ・道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、生徒の社会性を育み、自分の大切さとともに他者の大切さを認める態度を育てるよう努める。
- ・一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを推進する。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己存在感を高め、共感的人間関係の構築に努める。
- ・いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・休み時間や放課後の生徒の様子、個人面談や家庭訪問を通して、平素から生徒観察を充実させ、生徒を見守る。
- ・いじめに関する情報は、どんな些細な情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向けて迅速に取り組む。
- ・定期的・臨時的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・生徒や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、教育相談室や保健室等の窓口について広く周知するよう努める。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、些細な兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、校内の「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ・速やかにいじめの事実を確認し、結果についていじめられた生徒といじめた生徒それぞれの保護者に連絡する。また、速やかに石垣市教育委員会に報告する。
- ・触法行為を伴う場合は、八重山警察署や中央児童相談所八重山分室等と連携して対応する。
- ・いじめられた生徒又はその保護者へは次のような支援を行う。
 - 徹底して生徒を守ることや秘密を守ることがを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた生徒の安全を確保する。
 - 必要に応じていじめた生徒を別室で指導すること等で、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられるようにする。
 - 状況に応じて心理や福祉等の専門家をはじめ、外部の関係機関の協力を得て取り組む。

- ・いじめた生徒又はその保護者へは次のように指導・助言を行う。
 - 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉の専門家をはじめ、外部機関の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
 - 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - いじめた生徒へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
 - いじめの背景にも目を向け、いじめた生徒及び家族のプライバシーには十分に留意して対応する。
 - 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に行い、いじめた生徒の健全な成長を促すことを目的とする。
- ・いじめが起きた集団に属する生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中でいじめに同調していた生徒に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局や八重山警察署の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの生徒との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、状態が安定しても見守り続ける。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続する。

4 重大事態への対応について

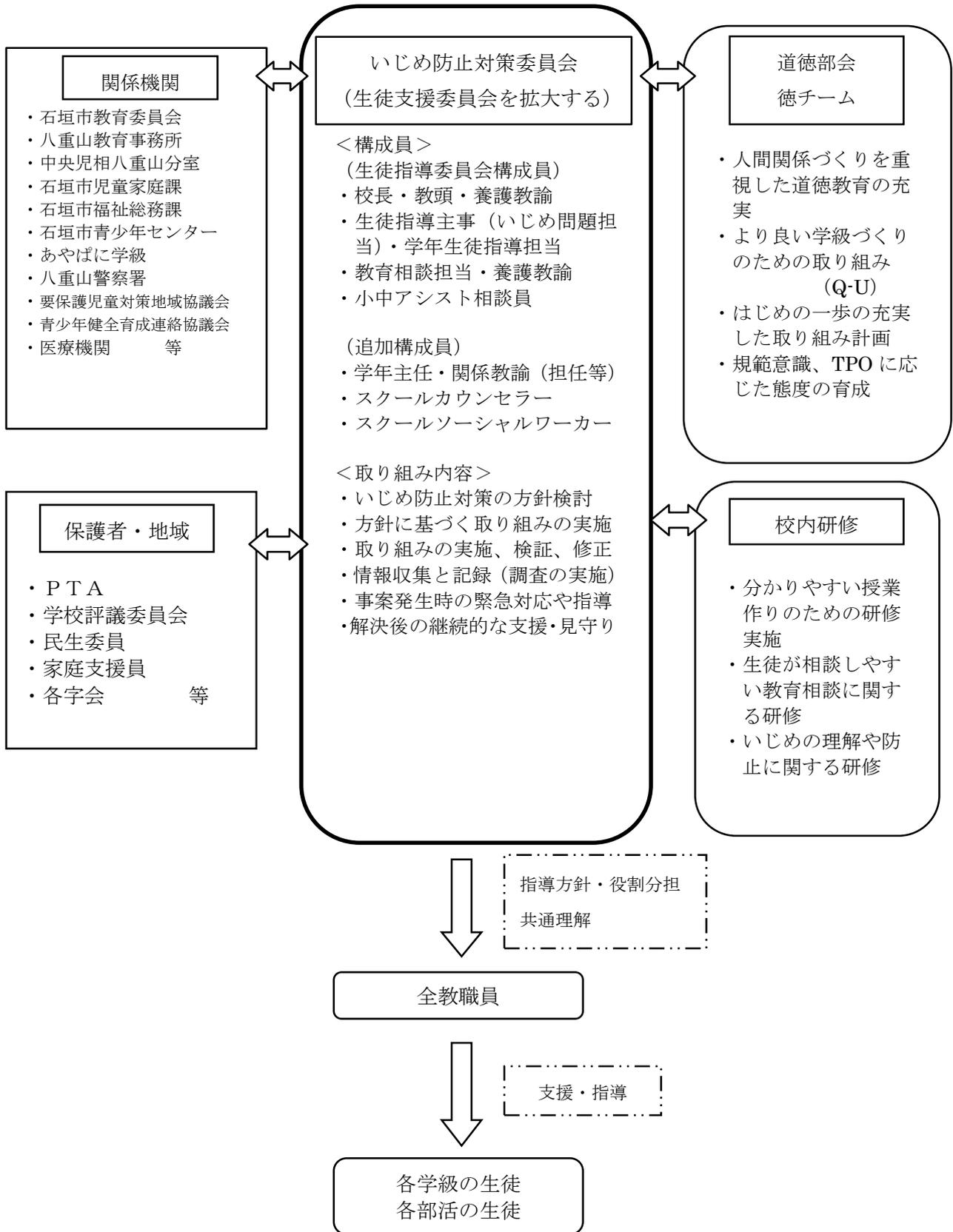
(1) 重大事態とは

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ②「相当の期間学校を欠席することを與儀なくされている疑いがあると認めるとき(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ①速やかに石垣市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ②学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断します。当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ③ 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

石垣第二中学校いじめ防止対策委員会組織図



いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

